

8月1日から使う保険証や受給者証などを発送

8月1日(水)からは、新しい保険証などを使用してください。詳しくは、同封の通知を確認してください。

7/9月 発送 **70～74歳の人の
国民健康保険高齢受給者証**

- 対象=70～74歳の国民健康保険加入者
- 自己負担割合=3割または2割(昭和19年4月1日以前に生まれた人は1割)



7/9月 発送 **75歳以上の人の
後期高齢者医療被保険者証**

- 対象=75歳以上または認定による後期高齢者医療被保険者
- 自己負担割合=3割または1割



7/20金 発送 **ひとり親家庭の
福祉医療費受給資格者証**

- 対象=19歳未満の子どもがいるひとり親家庭で、受給資格者証を持っている人



7/20金 発送 **68・69歳の人の
高齢者医療費受給資格者証**

- 対象=68・69歳の住民税非課税世帯か70歳以上の特例措置の該当者で、受給資格者証を持っている人



申請が必要な人

3割負担の人のうち、前年(平成29年中)の収入が一定の基準より少ない場合、申請すると負担割合が2割や1割になります。該当する人には、「基準収入額適用申請書」が同封されているので、忘れずに申請してください。

手続きが必要な人

対象となる人で、平成30年度の住民税などの申告が必要な人には、その旨を通知します。

**納税通知書と
保険料額のお知らせを発送**

平成30年度の国民健康保険の保険料額と後期高齢者医療の保険料額が決定しました。国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主へ7月12日(木)に発送します。後期高齢者医療の保険料額決定通知書は、被保険者へ7月13日(金)に発送します。

納期限までに納付を

納付には、年金から天引きされる「特別徴収」、納付書や口座振替などで納める「普通徴収」があります。通知に納付書が同封されて

いた場合、納期限までに納めてください。第1期の納期限は、7月31日(火)です。

減免申請は提出期限までに

災害や長期入院、失業で収入が著しく減少し、保険料や保険料の納付が困難なときには、減免制度を利用できる場合があります。年度当初からの減免を希望する人は、国民健康保険は7月24日(火)まで、後期高齢者医療は31日までに申請が必要です。申請する前に各問い合わせ先へ相談してください。



国民健康保険税



後期高齢者医療保険料

市は、平成30年度の国民健康保険の保険料と後期高齢者医療の保険料のお知らせを7月中旬に発送します。また、新しい国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証などを発送します。今回号では、保険料などの納付や保険証などの発送日、認定証の申請についてお知らせします。

国保・後期高齢の納付や医療助成のお知らせ

納付や申請は忘れずに

認定証の交付対象が拡大します

これまで、70～74歳の国民健康保険の被保険者や、後期高齢者医療の被保険者で、市民税が課税されている世帯の人は、国民健康保険の高齢受給者証や、後期高齢者医療の保険証の提示で医療費の支払いが上限額までになるもので、認定証の交付対象ではありませんでした。

8月1日(水)からは、これらの人も認定証の交付の対象となる場合があります。交付対象かどうかは、所得により異なります。

認定証の交付を受けられる人

国民健康保険

国民健康保険の被保険者が交付の対象です。70～74歳で、今年度の市民税が課税されている世帯の人は、所得により申請が不要となる場合があります。詳しくは、高齢受給者証に同封の通知文で確認ください。

認定証は、申請のあった月

入院や日帰り手術などの予定のある人は、事前に申請してください。

病院での支払いが上限額までになる認定証を発行

国民健康保険と後期高齢者医療では、入院時など医療費が高額になる場合に病院の窓口で提示すると支払いが一定の上限額までになる認定証を発行しています。市民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。

申請に必要なもの(保険証、認定証(現在交付されている人だけ)、本人と世帯主・同世帯の国保加入者の個人番号カードか通知カードと身分証明書、市民税非課税世帯の人は過去12か月の入院日数が分かる領収書や明細書、代理人が申請する場合は代理人の身分証明書)

後期高齢者医療

後期高齢者医療の被保険者が交付の対象です。認定証が現在交付されている人で、引き続き対象になる場合は、保険証と一緒に新しい認定証を郵送します。

今年度の市民税が課税されている世帯の人は、所得により申請が不要となる場合があります。新たに申請する場合は、事前に相談してください。

●申請に必要なもの(保険証、個人番号カードか通知カードと身分証明書、印鑑(朱肉を使う物)、代理人が申請する場合は代理人の身分証明書と印鑑(朱肉を使う物))

問い合わせ先と申請窓口

- 国民健康保険税
 - ・市役所1階9番窓口
 - 保険年金課資格賦課担当 (☎ 321-1235)
 - ・各支所市民福祉課
- 高齢受給者証 ●認定証(国保)
 - ・市役所1階8番窓口
 - 保険年金課国保担当 (☎ 321-1236)
 - ・各支所市民福祉課
- 後期高齢者医療 ●68・69歳の高齢者医療
- 福祉医療 ●認定証(後期高齢者医療)
 - ・市役所1階10番窓口
 - 保険年金課医療給付担当 (☎ 321-1237)
 - ・各支所市民福祉課

